

スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議資料

体罰・暴力によらないスポーツ指導力の育成に関わる教育

大阪体育大学

永吉宏英

1. 桜宮高等学校の部活における暴力事件発生後の体育系大学学長・学部長会加盟校の取組

(1) アンケート結果

平成25年度 全国体育系大学学長・学部長会
体罰・暴力に関するアンケート2

加盟大学 25校
回答大学 24校 (5/22現在)

	回答大学数	%
1-1 学生実態調査あるいは学生意識調査の実施	7	28.0%
1-2 運動部学生リーダーを対象とした研修会、講演会の実施 (予定)	8	32.0%
1-3 学生を対象とした講演会あるいはシンポジウム等の開催	4	16.0%
1-4 クラブ指導に関わる教職員を対象とした研修会、講演会、シンポジウム等の実施	7	28.0%
1-5 大学カリキュラム、授業内容等の点検、改善	5	20.0%
1-6 声明文等の発表、HP等での公表	8	32.0%
1-7 学内委員会等の設置	2	8.0%

1-8 その他
NHK取材への回答内容を添付します。
HPにて公共財団法人日本体育協会等による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を本学も賛同する旨、掲載した。
本学スポーツ振興センターより各運動部へ文書による注意喚起を実施。
教授会におけるクラブ指導担当学部教員への注意喚起
全教員への注意喚起 (資料配布)
新入生の授業 (必修) に理事長と学長が出向き、反体罰・反暴力について講義をしている。
学長が教授会で、本件に関わって所信を述べ、教授会の承認を得た。その主旨は「本学は、教育研究等におけるいかなる体罰、暴力を認めない」である。
新入生ガイダンスでの非暴力的指導の勧め
本学では、運動部に関するすべての事項は、「早稲田大学競技スポーツセンター」で扱います。従って、上記の事項のいくつかは今後、早大競技スポーツセンターで行われるものと思われます。スポーツ科学学術院としての対応を下記に記載しました。
■暴力防止に向けての早大スポーツ科学学術院の取り組み■
『学生に対して』1年生全員が受講する「スポーツ科学概論」において、指導者による暴力行為があってはならないことを伝えている。学内のハラスメント防止委員会に関するリーフレットを全員に配布し、相談の機会を与えている。
『教員に対して』ハラスメント防止委員会のリーフレットを全員に配布し、学生への対応について注意を喚起している。教職員セルフマネジメントセミナーを実施し、全員の受講を促している。
『学生・教職員双方に対して』対話集会を開催すべく、日程を調整中である。
教授会における本問題の重要性の周知徹底、運動部部長・監督・コーチへの指導徹底の依頼、講義で取り扱うことによる学生意識の改革など
・クラブ指導者連絡会議を年数回実施 ・学長名で全教職員宛に「学生に対する体罰等の禁止」を通知
学生実態調査あるいは学生意識調査の実施→ (2010年、学生による卒業研究にて実施。)
創立10年来、体罰指導の実態はない。
今回の出来事を端緒として、新たに上記「1」～「7」の取組みを開始したことは無いが、従来から実施している学生リーダーや指導者を対象とした定例会・諸会議や既存の正課科目 (カリキュラム) の中で、「スポーツ指導における体罰、暴力の防止」、「暴力によらないスポーツ指導の徹底」、「科学的トレーニングの重要性」などをあらためて取扱うとともに、学校法人立命館は「建学の精神」、「教学理念」、「立命館憲章」などにおいて一貫して非暴力を貫いていることなどを引き続き説明・周知している。
1. 他大学や社会で起こった事件後 注意喚起 2. 発生した事態に対する事情調査と嚴重注意) →事後対応のみ実施
学内等での意見をとりまとめた冊子 「スポーツ指導と体罰について～リーダーの基礎的な事項として～」を作成し、4月9日付けで教員及び学生へ配布した。また、今後のフォローアップに役立てるため、現在、教員に対し小冊子の活用等についてアンケート調査を行っているところである。

2 全国体育系大学学長・学部長会として取り組むことが必要なことから

<p>取組みに関するお互いの情報交換 教職員を対象とした啓発活動。 直接的な指導は教員よりも、クラブ指導者の方が多いので、教職員を対象として行うと良いと考えます。</p>
<p>日本の体育・スポーツ分野を掌握する高等教育機関の組織として、体育・スポーツ指導に関する指針となる大原則（倫理規定等）の策定が望まれる。また、本会の主たる事業活動の1つとして、体育・スポーツ指導者を対象とした『研修会、シンポジウム、講演会』の実施についても検討願いたい。</p>
<p>「体罰による指導は問題である」という常識はあっても、一向にこのような現象が収まらないのは指導力不足と考えられます。指導者が教えることが伝わらない原因を選手に求め、「一つの指導法」として体罰を加える傾向があるようです。それは、指導者が体罰以外の方法でことの解決に向かう知識や技能を持っていないのが原因と考えられます。現役時代に優れた技能を有していたことが優秀な指導者という常識でつながれ、そのまま指導者になるところに問題があると思います。教員養成課程を有している体育大学では、知識としての体罰の問題を教授する授業は展開されていると思いますが、指導力を身につける実技授業の場で、体罰に頼らない指導法についての実践演習が展開できるかを検討するべきではないでしょうか。</p>
<p>会員が本件について充分議論し、日本の体育大学は、教育研究等においていかなる体罰も暴力も許容しない、ということを全会一致で確認しあう必要がある、と思っています。</p>
<p>体罰、暴力がスポーツ指導の現場で生き残る原因を細かく分析し、ひとつひとつを押し返すことによって、それをなくす道を探ること。①指導する側の技量や世界観、②指導される側の暴力に対する耐性、③勝利優先「評価」主義の見直し、④軍隊的指導の否定、⑤指導者の新たな評価法の確立など、多くの観点から盛んな議論を重ねて、教育者の立場から共通認識を持つこと。「体罰・暴力的指導の撲滅宣言」にはそれなりの価値があるものの、宣言を裏切るものにする為に、運動を活性化させ、間断なく話し合いの場を作る必要がある。</p>
<p>体育系大学・学部は体育の教師教育及びスポーツ指導者育成に重要な役割を果たしています。そのため、暴力等の防止教育が各大学、各学部ばらばらではなく、全国体育系大学学長・学部長会として、できればスポーツ指導における体罰、暴力の防止教育等に関して、統一した防止プログラムやカリキュラムを構築し、実施に向けた具体的な策定をお願いできれば幸甚です。</p>
<p>過日、日本体育協会等主催の「スポーツ界における暴力根絶に向けた集い」で「暴力行為根絶宣言」が採択されましたが、体育系大学学長・学部長会としては、今後これらの動きと連動し、また共同歩調を図りながら対応していくということで如何でしょうか。</p>
<p>同系列の大学が、体罰や暴力に対して異なる理解や対応をされていてはいけないと思うので、情報交換を行って、大学間の格差をなくす必要があると考えます。そのために話し合う場として「全国体育系大学学長・学部長会」は最適と思います。</p>
<p>体育系大学・学部の学生・教職員を対象に、情報交換の場を兼ねた講演会やシンポジウムを開催するとともに、定期的な研修会の開催を実施してはどうか。 1980年代から研究・教育の成果として性暴力を含む体罰の防止について取り上げられてきた。それにもかかわらず、2012年度に起きた事件の重大性に鑑みると、上記の定期的な研修会に関係大学・学部から少なくとも1名が参加することを義務づけ、各大学・学部に情報が浸透するような組織的対応を提言することも考えられる。また、教育委員会等、スポーツ指導に詳しくない人材によって構成されている関係組織に対しても体育系大学学長・学部長会のリーダーシップによって、啓発あるいは知識の提供を行うことも可能ではないか。</p>
<p>日本のスポーツ（体育）伝播やスポーツ、体育史を概観する必要がある。 古来の生死と直結する武道や軍人鍛錬の為のスポーツには、暴力を必然としていた。この様な生立ちを認識しておくのも必要と思われる。しかしながら、近代スポーツはグローバルものであり、新しい時代に相応しい科学的なスポーツ指導法が求められている。 体罰を過去に受けた学生の約半数は、それを「是」として捉えている。これら学生（将来指導者になる）に対し、改めてグローバルな新しい時代にマッチしたスポーツコーチング法を議論し、体罰に頼らないスポーツの強化指導法を学ばせなくてはならない。 本学は大阪市教育委員会の要請で大阪府立桜宮高等学校の新カリキュラム作成を支援しています。</p>
<p>本会として、声明等の発表をすることが望ましいと考えます。</p>
<p>体育・スポーツ系大学学部における事例と事後対応の事例集作成</p>
<p>学部教育のスポーツ指導と課外教育活動は内容も組織も違うと思われれます。今回の問題は、すべて課外教育活動に限られております。したがってアンケートの内容も課外教育活動の組織の長に聞くべきと考えます。</p>

(2) 体育系大学学長・学部長会の今後の取組み
 ～2013 年度総会決定事項～

1) 声明の公表

各大学は独自に「スポーツ指導における体罰・暴力」に関わる声明を発表しているが、体育系大学学長・学部長会として、本年度の体育学会における特別シンポジウム時に、体育・スポーツ指導者養成に責任を持つ大学の団体の視点から「体罰・暴力によらないスポーツ指導力の育成」に関わる声明を発表する。

2) 「体罰・暴力によらないスポーツの指導力を高める教育（仮称）」の構築をめざす調査・研究の実施

体育系大学学長・学部長会加盟大学のカリキュラム・シラバスの調査・研究を行う。体育系ほとんどの体育系大学・学部の教育では、優れたスポーツ指導力に育成に関連のある各スポーツ科学、コーチング関連科目、スポーツ倫理の教育に関わる科目などが網羅されている。しかし、それらは個々の教育目標のもとに個々バラバラに教育されることが多く、優れたスポーツ指導力の育成という目標に向かってカリキュラムやシラバスが構造化されることはなかった。

そこで、優れたスポーツ指導者の育成に責任を持つ体育系大学学長・学部長会として、「優れたスポーツ指導力を高める教育（仮称）」の視点から、スポーツ倫理学やコーチング科学、体力・トレーニング科学、スポーツ心理学・バイオメカニクス・スポーツ医学などのスポーツ科学、コミュニケーション関連科目などの、スポーツの指導力を高めるための科目の有無やシラバス、配当時間量や学年などの精査を行い、それらを踏まえてモデルカリキュラムやシラバスを作成する。

学校で、地域で、競技スポーツの世界で、体育・スポーツの課題解決に活用できるステージ

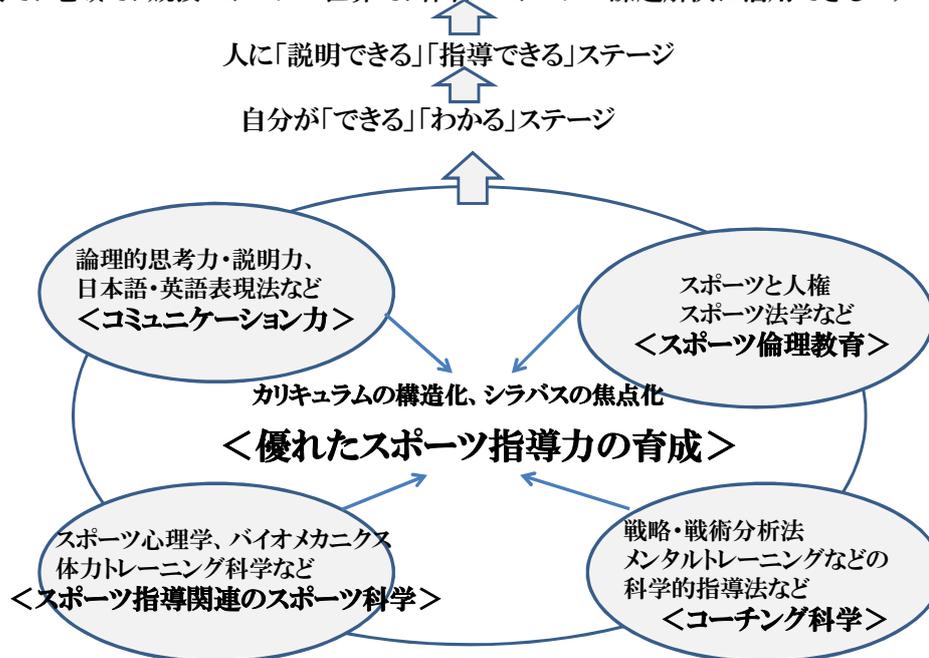


図 優れたスポーツ指導力を育てる教育の枠組みの構築(永吉、2013)

3) 講演会やシンポジウムの定期的開催

体育系大学学長・学部長会主催で、クラブ指導の教職員や学生、あるいは地域のスポーツ指導者を対象に、スポーツ指導におけるスポーツ科学の効果的活用等に関する講演会やシンポジウムを定期的に行う。

2. 体育系大学学長・学部長会が育成をめざす「専門職業人としての体育・スポーツ人になるための能力」

(1) 身体運動やスポーツの実技力

身体運動やスポーツの実技力の修得過程で得る体感や知見は、体育・スポーツの専門職業人としての素養となる。ただし、身体運動やスポーツの実技力の修得過程で得る体感や知見を体育・スポーツの指導や事業運営で活用するには、「できる」だけでなく「わかる」ことも必要である。身体運動やスポーツが「わかる」「できる」指導者の方が、「できる」だけの指導者よりも高質な体育やスポーツの指導をすることは自明である。もちろん、体育やスポーツの事業運営についても同じである。体育・スポーツ人にとって身体運動やスポーツの実技力とは、「指導する」や「事業運営する」に通じるための「できる」であり、「わかる」をともなっていることが期待される。“具体的には、技術や技のしくみやしかけを理解し、その習得の手順と方法を工夫して、それに基づいて生徒や選手に技術習得の見通しと完成のイメージをわかりやすく伝え、生徒や選手が努力して練習を積み重ねるように動機づける力を包含したものである”（森川、「学校体育・スポーツにおける暴力の根絶に向けて」2013）。

(2) 指導力と事業運営力

体育・スポーツ学の各論が導き出した知見から、自身が携わる体育やスポーツの場面が必要とするものを選択して融合させることで、体育・スポーツの指導や事業運営を合理的に実施しようとする思考力（実践科学的思考力）を身につける。“具体的には、習得したスポーツ科学や指導法の知見を、トレーニングや技術・戦術の指導、チーム育成のために選択的に、あるいは複合的に活用して、目標の達成に向かって動機づけようとする思考力である”（永吉、2013）。

(3) 中学校および高等学校の保健体育教員となる場合に修得が期待される知識、技能

上記(1)(2)に加えて、中学校・高等学校の保健体育の教員となるためには、体育・スポーツ科学や実技の各分野についての知識や実践への活用力を身につけることが必要なことはいうまでもない。

(4) 体育・スポーツに内在する市民性の涵養

体育やスポーツは、実施者に、フェアプレー精神といった倫理観、協力や助け合いの気持ち、相手を尊ぶ気持ち、奉仕の気持ち、コミュニケーション力などを培う。これらは正に市民性である。体育やスポーツを支える人材の養成を目指す体育・スポーツ系学部の学習には市民性を涵養する機能が内在している。“ただし、これらの市民性は、スポーツをすれば自然と身につくものではなく、体育・スポーツ学の専門教育の学習のみで足りるものでもない。教養教育と専門教育との連関も必要であるし、運動部活動やスポーツによる社会貢献活動などの中でよりよく理解され、習得されるものである”（永吉、2013）。

引用：「体育・スポーツ学分野における教育の質保証」、全国体育系大学学長・学部長会 2011年10月

表 スポーツ等の実技種目の開講比率と授業目的

スポーツ等の種目	実技種目 開講比率	実技力習得		指導法習得		実技+指導法		3目的以上		複合目的実技開講	
		割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数
体づくり運動	91.7	12.5	3	8.3	2	29.2	7	41.7	10	70.9	17
器械運動	95.8	16.7	4	4.2	1	12.5	3	62.5	15	75.0	18
陸上競技	100.0	12.5	3	4.2	1	16.7	4	66.7	16	83.4	20
水泳	100.0	8.3	2	4.2	1	25.0	6	62.5	15	87.5	21
バスケットボール	100.0	12.5	3	4.2	1	25.0	6	58.3	14	83.3	20
ハンドボール	83.3	8.3	2	0.0	0	20.8	5	54.2	13	75.0	18
バレーボール	100.0	8.3	2	4.2	1	20.8	5	66.7	16	87.5	21
バドミントン	75.0	25.0	6	0.0	0	20.8	5	29.2	7	50.0	12
テニス	95.8	20.8	5	4.2	1	25.0	6	45.8	11	70.8	17
卓球	58.3	25.0	6	4.2	1	12.5	3	16.7	4	29.2	7
サッカー	95.8	8.3	2	4.2	1	25.0	6	58.3	14	83.3	20
ラグビー	79.2	12.5	3	0.0	0	20.8	5	45.8	11	66.6	16
ソフトボール	83.3	20.8	5	4.2	1	29.2	7	29.2	7	58.4	14
ダンス	100.0	20.8	5	4.2	1	25.0	6	50.0	12	75.0	18
柔道	91.7	8.3	2	4.2	1	25.0	6	54.2	13	79.2	19
剣道	83.3	12.5	3	0.0	0	20.8	5	50.0	12	70.8	17
相撲	12.5	4.2	1	0.0	0	0.0	0	8.3	2	8.3	2

* 出典：全国体育系大学学長・学部長会：「体育・スポーツ学分野における教育の質保証 ー参照基準と教育関連調査結果-」2011年10月

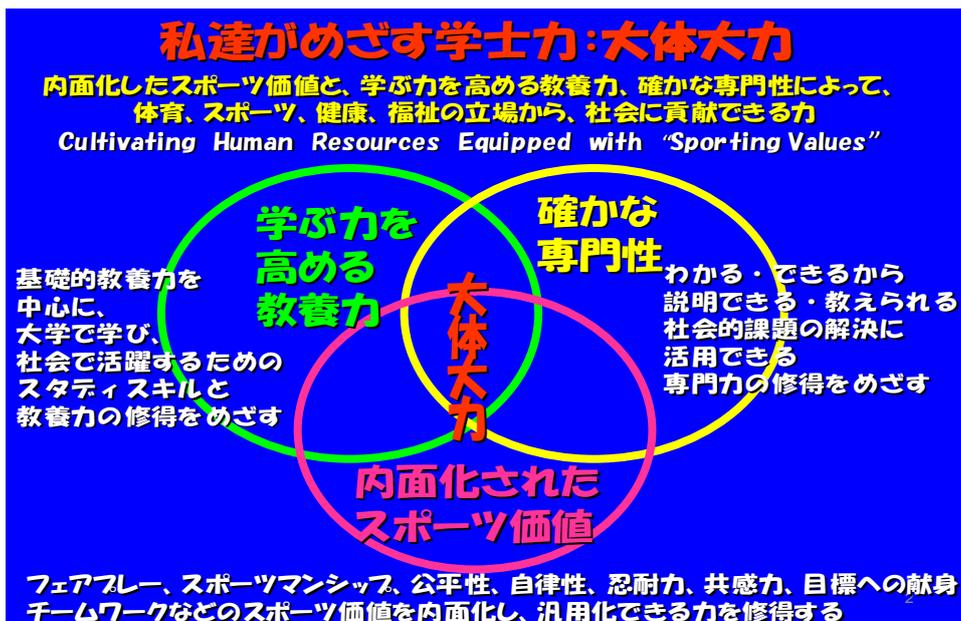
「実習」科目の開講状況

領域・区分など	開講	
	割合	度数
「スポーツ等の種目(指導)」関連	70.8	17
「スポーツ等の種目(実施)」関連	70.8	17
「野外活動」関連	54.2	13
「健康・体力づくり」関連	66.7	16
「障害者スポーツ」関連	20.8	5
「スポーツ医学」関連	54.2	13
「トレーナー」関連	62.5	15
「地域スポーツ」関連	62.5	15
「学校・教育スポーツ」関連	37.5	9
「スポーツビジネス・産業」関連	37.5	9
「基礎科学等研究法」関連	45.8	11

* 出典: 全国体育系大学学長・学部長会: 「体育・スポーツ学分野における教育の質保証 - 参照基準と教育関連調査結果 -」
2011年10月

3. 大阪体育大学の教育の目標と「体罰・暴力によらないスポーツ指導力の育成」に関わる教育

(1) 教育目標からみた体罰・暴力によらないスポーツ指導力の育成



大阪体育大学の教育がめざすのは、「確かな専門性」「内面化されたスポーツ価値」「学ぶ力を高める教養力」からなる力、「大体大力」の育成である。「スポーツ指導における体罰・暴力」を拒否する高い倫理性の育成は、これらの教育のすべてに関わって求められるが、特に「確かな専門性」「内面化されたスポーツ価値」は、スポーツ指導における倫理性の育成に大きく関わっている。

1) 確かな専門性の育成

「確かな専門性」の育成は、体育・スポーツの営みが人や社会との関わりの中で成立することを踏まえて、専門的知識や技能について自分が「わかる」「できる」段階から、人に対して正しく「説明できるようになる」「教えられるようになる」段階（「体育・スポーツ学における教育の質保証（案）」全国体育系大学学長・学部長会・教育の質保証委員会、2011）、さらに学校現場や地域社会で「体育・スポーツの実践的課題の解決に応用できるようになる」段階まで、科学的な理論と技術、高い倫理性に裏付けられた深さと体系性を持って修得されることを目標としている。

本学でスポーツ科学に関する教育が、「専門基礎科目」「発展科目」「応用科目」の中で幅広くかつ体系だてで行われているのは、体育の授業や運動部の指導が体罰や暴力によってではなくスポーツ科学に基づいてなされなければならないことの理解をより良く育むためである。加えて、例えば、本学でゼミ論文あるいは卒業論文の作成を必修として課し、抄録集の発行を義務づけたり、模擬授業や出前授業を積極的に導入しているのは、科学性に裏付けられたスポーツ指導の知識・技術の習得と、人に対して「説明できる」「教えられる」力の育成を目的としたものである。また、教育実習に加えて全てのコースにおいてインターンシップが必修あるいは選択で実施されているのは、修得した知識や技術を学校現場や地域社会で「体育・スポーツの実践的課題の解決」に応用できる力の育成を目的としている。

さらに本学では、「生涯スポーツ実践研究センター」等を中心に、スクールサポーターや朝遊びボランティア、スポーツキャンプ、子どもキャンプ、体大“学生”夢プロジェクトなど、様々なボランティア活動が活発に展開されており、これらの活動を通して修得した体育・スポーツの知識や技術を「体育・スポーツの実践的課題の解決」に応用できる力の育成が目指されている。人に対して「説明できる」「教えられる」力、「体育・スポーツの実践的課題の解決」に応用できる力は、習得された知識や技術が、体罰や暴力を必要としない（拒否する）科学性、論理性、そして倫理性に裏付けられた力であることを必要としているからである。

**国際ソロプチミスト大阪から表彰と支援金を授与される。
学生達の学校での教育実践(スクールサポーター)を高く評価**

**2009年にΣクラブに認定される。
未来の教師をめざして教育の現場でスクールサポーターとして活躍
平成24年度は78名の学生が
小学校10校、中学校18校、支援学校3校で、年間を通して活動**

2012年度認証式 ソロプチミストのみなさんと

*** 近隣自治体と協定を結び学校インターンシップ活動等を推進
協定締結自治体：大阪府、茨木市、高槻市**

2) 内面化したスポーツ価値

「内面化したスポーツ価値」とは、大阪体育大学の教育の目標でいう「調和のとれた人格」、中教審答申(2008)でいう「高い公共性・倫理性」に該当する。スポーツの道徳的規範であるフェアプレーやスポーツマンシップ、行動的規範である公正性、公共性、共感力、実行力、忍耐力、チームワークなどの力を、スポーツの世界にとどまらず社会の一員として行動する上での判断や行動の規範として修得することを意味している。「スポーツ指導における体罰や暴力」を拒否する倫理性は、これらのスポーツ価値を修得する過程でよりよく育まれることはいうまでもない。

本学では、「スポーツ価値の内面化」を教育目標の一つとして掲げ、後述するスポーツ倫理教育の授業例に見るように、教養教育や専門教育などの教育課程内の教育はもちろん、学友会と連携したマナーアップキャンペーン活動(通学マナーの徹底、清掃活動、挨拶の励行など)をはじめ、クラブ・サークル活動やボランティア活動、インターンシップ、地域活動などの教育課程外活動を含む、あらゆる教育機会においてその育成に取り組んでいる。

3) 学ぶ力を高める教養力

「学ぶ力を高める教養力」とは、大学で学び、社会で活躍するためのスタディスキルと教養力のことを意味している。体罰や暴力を必要としないスポーツ指導のためには、他者に対する説明力や対話する力などのコミュニケーション力の育成は重要であり、本学では、日本語技法と英語を中心に、自然科学、情報処理の4科目を基礎

教養科目に指定して、1～2年次に習熟度別・少人数クラスで徹底したコミュニケーション力と基礎的教養力の育成に取り組んでいる。日本語技法の授業を例にあげると、授業はブレースメントテストによって習熟度別に設定された30を超えるクラスに分かれて行われ、学力の劣る学生には学習支援室と連携した補習授業が行われている。また、英語の授業では、ネイティブの講師による授業と組み合わせて習熟度別で行われ、学力が不足する学生には昼休みを利用した補習クラスが設置されている。これらの授業は、昨年度にリメディアル教育を特集したNHKEテレで優れた授業事例として全国に放映された。大学ではそれらの基礎教養力の育成に加えて、法学や歴史学などの豊かな教養を育む教育にも力をいれている。

(2) スポーツ倫理教育に関連する専門科目授業例

1) 体育系大学・学部 (24 大学) における体育・スポーツ学の主要科目の位置づけ

表 体育・スポーツ学の主要科目の位置づけ

体育・スポーツ学の講義領域	学部必修		学科等で必修		選択必修		選択		開講なし	
	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数
「体育・スポーツ学概論」系	25.0	6	4.2	1	8.3	2	8.3	2	54.2	13
「体育・スポーツ哲学」系	41.7	10	8.3	2	16.7	4	20.8	5	12.5	3
「体育・スポーツ史」系	16.7	4	4.2	1	20.8	5	54.2	13	4.2	1
「体育・スポーツ社会学」系	25.0	6	0.0	0	25	6	50	12	0	0
「体育・スポーツ心理学」系	45.8	11	8.3	2	16.7	4	29.2	7	0	0
「体育・スポーツ経営学」系	20.8	5	16.7	4	25	6	37.5	9	0	0
「体育・スポーツ教育学」系	12.5	3	16.7	4	20.8	5	33.3	8	16.7	4
「体育・スポーツ文化人類学」系	0.0	0	4.2	1	16.7	4	33.3	8	45.8	11
「体育・スポーツ測定評価学」系	16.7	4	4.2	1	29.2	7	50	12	0	0
「体育・スポーツ生理学」系	50.0	12	4.2	1	16.7	4	29.2	7	0	0
「体育・スポーツ解剖学」系	37.5	9	12.5	3	16.7	4	29.2	7	4.2	1
「バイオメカニクス」系	25.0	6	8.3	2	25	6	41.7	10	0	0
「栄養学」系	20.8	5	12.5	3	25	6	41.7	10	0	0
「スポーツ医学」系	20.8	5	4.2	1	29.2	7	45.8	11	0	0
「発育発達学」系	8.3	2	8.3	2	20.8	5	54.2	13	8.3	2
「保健学、健康学、衛生学」系	25.0	6	8.3	2	25	6	41.7	10	0	0
「体育・スポーツ方法学、指導法学」系	8.3	2	12.5	3	29.2	7	50	12	0	0
「トレーニング方法論」系	20.8	5	12.5	3	20.8	5	45.8	11	0	0
「アダプテッド・スポーツ論」系	0.0	0	0.0	0	16.7	4	41.7	10	41.7	10

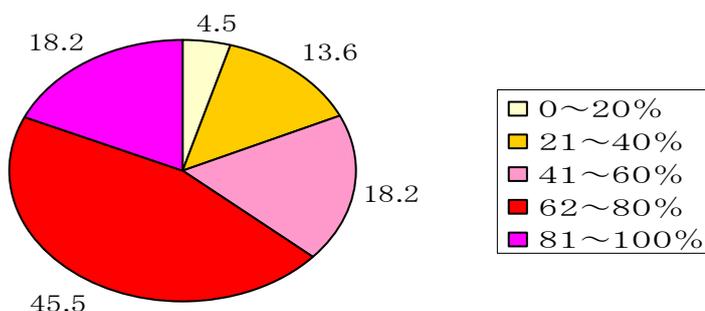
*出典:全国体育系大学学長・学部長会:「体育・スポーツ学分野における教育の質保証 ー参照基準と教育関連調査結果-」2011年10月

教員免許取得者の割合(%)

	中学校教諭教員免許	高等学校教諭教員免許	教員就職者の割合
全体	49.0	52.9	17.7
国立	57.5	65.8	19.1
私立大規模	48.0	50.5	16.7
私立中小規模	48.5	54.3	19.6
体育学部	54.8	57.9	23.3
スポーツ等学部	40.6	45.1	14.3

*出典:全国体育系大学学長・学部長会:「体育・スポーツ学分野における教育の質保証 ー参照基準と教育関連調査結果-」2011年10月

体育系大学学長・学部長会加盟大学学生の運動部加入者の比率(2011)



体育系大学・学部の領域は多様化の一途をたどっている。学科名称は、2010年現在で、体育学科、体育科学科、スポーツ科学科、スポーツ学科、スポーツ総合課程、社会体育学科、生涯スポーツ学科、運動科学科、スポーツ健康学科、スポーツ健康科学科、スポーツ健康政策学科、健康スポーツ科学科、健康学科、健康科学科、健康福祉学科、健康運動科学科、運動栄養学科、健康・スポーツマネジメント学科、スポーツ・レジャーマネジメント学科、スポーツ教育学科、こどもスポーツ教育学科、スポーツ医科学科、スポーツトレーナー学科、競技スポーツ学科、スポーツ文化学科、国際スポーツ文化学科、スポーツ情報マスメディア学科、スポーツテクノロジー学科、武道学科、武道課程、の計31にのぼっている。教員免許取得者の割合から見ても、教員免許関連の専門科目が必修でない学科も多いことが推測される。当然、学部必修で行われている科目にもバラツキ多い。スポーツ倫理教育に関わるであろう「体育・スポーツ概論」系、「体育・スポーツ哲学」系、「体育・スポーツ教育学」系、「体育・スポーツ方法学、指導法学」系などの科目は、開設大学数が50%を大きく割り込んでいる。

また、運動部への学生の参加比率では60%以上の大学が約64%を占めている。運動部参加学生を対象とした体罰や暴力を否定する人権教育の視点から、運動部のあり方について研修する機会の創出が課題である。

2) 大阪体育大学におけるスポーツ倫理教育の現状

●「スポーツ教育学」の授業内容について

スポーツ教育学（スポーツ教育学科必修科目）半期0.5コマ 対象 スポーツ教育学科2年生

1. 授業の概要

主たる内容は、スポーツ倫理学の研究成果を踏まえ、現在スポーツの諸問題についてスポーツ倫理的な観点から講義します。

スポーツは、人々を感動させ、生きる力と勇気を与える。しかしその一方で、それは暴力と不正を生み、強い者が弱い者を支配したり、排除したりする場となる。スポーツの指導者は、スポーツを相対化し、その光と影の部分を見つめながら、よりよいスポーツ文化を形成し、その担い手を育成する能力を養うことが大切である。

以上のことを踏まえ、前半では、スポーツのもつ教育的可能性を探り、スポーツ教育の目的、内容、方法について基本的な知識を述べる。後半では、スポーツ教育に関する具体的な事例を取り上げながら、実践的な視点からスポーツのあり方などについて講義する。

2. 到達目標

- ・現代スポーツの問題状況について説明できる。
- ・現代スポーツが抱える諸問題について、様々な観点（教育学的、倫理的な観点）から議論できる。
- ・現代スポーツが抱える諸問題の解決策について自分の意見を述べるができる。

3. 授業計画

15回の授業のうち、スポーツ倫理学の観点からスポーツ指導のあり方、スポーツパーソンのあり方、スポーツそのもののあり方について直接講義している内容は下記の通りである。

タイトル	キーワード	講義内容と学習活動
スポーツとは何か	スポーツの概念 近代スポーツの意味 近代スポーツの成立過程 現代スポーツの問題状況	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの概念について、辞書の意味と先行研究の定義を理解する。 ・近代スポーツの歴史的な成立過程を理解する。 ・スポーツの歴史的な変遷を踏まえて、現代スポーツの様々な問題状況について理解する。
運動部の不祥事を考える	大学運動部の不祥事 勝利至上主義 スポーツ指導者のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・大学運動部の不祥事について、報道事例を確認する。 ・大学運動部に頻発する不祥事の原因を探る。 ・日本のスポーツ文化のあり方（勝利至上主義）の問題点を検討する。 ・大学運動部の不祥事の対策について議論する。

		<p>①大学制度の改善、②中高の部活動の改善（地域スポーツクラブの活用）</p> <p>③健全なるスポーツ観の形成、スポーツ指導者の意識改革（高度な技能と幅広い教養を身に付け、よい振舞いを心がけ、思慮深くあること）</p>
真のスポーツパーソンとは	<p>スポーツパーソンのあり方</p> <p>スポーツ選手の社会貢献</p> <p>スポーツ選手の不祥事</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「スポーツパーソン」という名辞の意味を理解する。 「エリート白人青年男子」のスポーツから全人類が享受すべき文化へ 社会貢献をしたスポーツ選手の事例と不祥事を犯したスポーツ選手の事例を調べ、社会や青少年への影響を考える。 「スポーツパーソンは一般人以上に倫理的に振舞うべきである」という命題について倫理的な観点から検討する。
スポーツと勝利至上主義	<p>フェアプレイ</p> <p>勝利至上主義</p> <p>スポーツの本質</p> <p>勝利追求と卓越性追求</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柔道（JUDO）を事例として、「一本をとる柔道（技の卓越性・美しさを求める）」と「ポイントをとるJUDO（勝利にこだわる）」どちらが文化性が高いのかを考える。 スポーツの本質は何かを考える。 なぜスポーツをするのかについて、自分のスポーツ経験を振り返りながら、勝利追求と卓越性追求という観点から議論を深める。
ドーピングを考える	<p>アンチドーピング</p> <p>J.S.ミルの自由論</p> <p>ドーピングの副作用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドーピングの現状を理解する（スポーツ選手のドーピングの事例） ドーピングの知識を理解する（定義、種類、アンチドーピングなど） ドーピングの擁護論と反対論について、倫理的な観点から理解する。 ドーピングに対する自分の意見を論理的に説明する。
オリンピックを考える	<p>オリンピック憲章</p> <p>オリンピズム</p> <p>クーベルタン</p> <p>フェアプレイ</p>	<ul style="list-style-type: none"> オリンピックの理念、IOCの使命、オリンピックのモットー、オリンピックシンボルの意味などの基本的な知識を理解する。 近代オリンピックが開催された経緯、過去のオリンピック開催地などからオリンピックの歴史について理解する。（男性だけのものから女性も参加へ、開催国の広がり、参加国の広がりなど） オリンピックと環境問題、オリンピックと政治、オリンピックと経済、誤審問題など様々な観点から、その功罪について理解し、オリンピックの理想的なあり方について検討する。
スポーツと平等	<p>スポーツ権</p> <p>基本利益</p> <p>希少利益</p> <p>内在的善</p> <p>機会均等</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ権について理解する（1968年 国際スポーツ科学・体育協議会；スポーツ宣言、体育・スポーツ国際憲章、スポーツ基本法）。 スポーツ権を認めた場合、国と地方自治体の役割（基本利益の提供はするが、希少利益の提供まではしなくてよい） スポーツ権を享受する国民のあり方（税金の使い方の管理意識） 優秀な選手の特別扱いは、社会全体に配分できる内在的善がある場合は認められる。 スポーツと女性差別、スポーツと人種差別など個別なテーマについて議論を深める。
スポーツと暴力 観客の暴力を倫理する	<p>フーリガン</p> <p>J.S.ミルの自由論</p> <p>市民の自由と安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> フーリガニズムの2つの見方（限度と暗黙のルールがある儀礼的な争い、規則破りだから処罰の対象とすべき）について理解する。 フーリガンの規制に伴う自由と不自由の二律背反を理解する（フーリガンの規制は安全だが、市民生活の自由を制限する。一方、フーリガンの自由を守ると市民生活が危険にさらされる）。 スポーツの観客のあり方について、倫理学的観点から議論する（スポーツの文化性を高める観客行動とは）
スポーツと暴力 体罰を考える	<ul style="list-style-type: none"> 身体に対する侵害 肉体的苦痛 精神的苦痛 教育の論理とスポーツの論 	<ul style="list-style-type: none"> 体罰の関連法律（学校教育法、児童の権利に関する条約）を理解する。 報道された体罰の事例を調べる。 体罰の意味を理解し、禁止事項や正当な行為を理解する（文部科学省の通達）。 体罰によらないスポーツ指導のあり方を理解する。

	理（勝利至上主義）	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の役割を理解する。 ・体罰について自分の考えを説明する。
--	-----------	---

4. 目指すべき学生像

- ・スポーツ倫理学に関する最新の科学的知見を理解していること。
- ・倫理的な振舞いのできるスポーツパーソンであること。
- ・暴力指導を生み出す日本スポーツの文化性や社会性を理解し、そのような中に巻き込まれないよう現実を相対化できること。
- ・暴力によらないスポーツ指導のあり方を追求し、それを実践すること。
- ・スポーツ文化の崇高性に寄与する指導者になる自覚を持つこと。

このような学生像を目指して、毎時間学習ノートを作成させ（必ず自分の意見を書かせる）、学期末にレポートとして提出させている。

●「スポーツ科学概論」の授業内容について

スポーツ科学概論（体育学部必修科目） 対象 1年生

1. 授業の概要と到達目標

スポーツは、社会生活の様々な営みと密接に関わりあっています。スポーツが楽しめるためにはそれを肯定する価値観、経済的・時間的ゆとり、場所や施設、用具等の物的条件、協力し合う仲間や組織などの社会的条件が必要です。こうした条件は、政治や経済、教育や科学・文化等の社会的諸力と、直接・間接に深い関連を持っています。今日ほどスポーツが政治、経済、社会、科学、文化等と、さらには私達の生活のあらゆる側面に深く関わる時代は、歴史上かつてなかった現象であると言われていています。

スポーツ科学概論の目的は、スポーツの現状について概観するとともに、スポーツを鏡として私達の生活や社会のあり様について考察し、現代社会でスポーツが果たしている役割についての基礎的理解を深めることにあります。授業を通して、スポーツが現代社会に果たしている役割、子ども達や中高年者、障害者のスポーツ活動の現状について理解し、それらが私たちの社会の営み（仕組み）とどのように関わっているのかについて考えることができる力を養うのが、スポーツ科学概論の授業の目標です。

2. 授業計画

1) オリエンテーション スポーツの諸相

＊限りない記録の向上を可能にする社会的要因について（レポート1）

2) スポーツの社会的機能 その1

現代社会においてスポーツが果たしている役割について（教育、健康づくり、生きがいづくり、共生社会づくり機能から）学習する

3) スポーツの社会的機能 その2

現代社会においてスポーツが果たしている役割について（経済機能、まちづくり機能、望ましさの基準提示機能、環境の汚染・破壊・創造機能から）学習する。

4) 子どもとスポーツ・その1（運動・スポーツをしすぎることの問題点）

子どもの外遊びや運動・スポーツ活動の現状から、子ども達の体力の低下や基本的な生活習慣の崩れ、社会性の発達の遅れといった問題を考える。

5) 子どものスポーツ・その2（運動・スポーツをしすぎることの問題点）

子ども達の体力の向上や社会性育成のために行われている学校体育の様々な取組や運動部活性化の取組について学習する。

6) 子どものスポーツ・その3（運動・スポーツをしすぎるごとの問題点）

子どもの組織的スポーツの現状と問題点について、アメリカの子どもスポーツの発達の歴史と日本の現状について学習し、「スポーツ障害」「ドロップアウト、バーンアウト」「スポーツ価値（道徳的価値・規範的価値）からの逸脱」などの子どもの組織的スポーツの問題点を、スポーツ指導における体罰や暴力を含むスポーツと人権の視点から考える。

7) 子どものスポーツ・その4 (運動・スポーツをし過ぎることの問題点)

「スポーツ障害」「ドロップアウト、バーンアウト」「スポーツ価値からの逸脱」などの子どもの組織的スポーツの問題点を克服するために行われている様々な取組について学習する。

*私のスポーツキャリアについて (レポート2)

8) 中・高齢者の運動とスポーツ その1

古希野球や年輪ピックのビデオを通じて高齢者にとってのスポーツが持つ意義について学習する。

*高齢者にとって競技としてのスポーツが持つ意義について (レポート3)

9) 中・高齢者の運動とスポーツ その2

高齢者の多様なスポーツ参加の現状を社会参加理論の視点から学習する。

10) 中・高齢者の運動とスポーツ その3

高齢者の健康・体力の現状と運動の効果について学習する。

11) 障害者とスポーツ その1

パラリンピックのビデオを見て、障害者にとって競技としてのスポーツの意義について学習する。

*競技としてのスポーツの視点から障害者にとってのスポーツとは (レポート4)

12) 障害者とスポーツ その2

障害者スポーツの歴史を振り返り、障害者にとってスポーツが持つ役割について学習する。

13) 障害者とスポーツ その3

障害者スポーツの現状を組織・施設・指導者等の観点から学習する。

14) 地域スポーツの現状

総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの動向について学習する。

15) 企業スポーツ まとめ

企業スポーツ発展の歴史と現状について学習

【参考図書】

「体育・スポーツの科学」 本学教員が執筆

「スポーツ白書」「スポーツライフに関する調査」 笹川スポーツ財団

その他、新聞、雑誌、インターネット等を活用して自ら積極的に学ぶことを期待します。

【スポーツ倫理に関する学生の受講状況と学生の意識】

- ・「スポーツ科学概論」は、体育学部の専門基礎科目である。1年生の学部必修科目として、半期15時間の授業で行われている。授業は3クラスに分けて、1クラスの学生数140~200名である。
- ・「スポーツ教育学」は、スポーツ教育学科の学科必修科目として2年生を対象に、半期15時間の授業として行われている。授業は2クラスに分けて行われ、1クラスの人数は140人程度である。
- ・その他、アンチドーピングに関わる教育は、スポーツ医学(学部共通必修科目)、スポーツ栄養学(学部共通必修科目)で、セクシャルハラスメントに関わる教育は、スポーツ社会学(学部共通必修科目)、スポーツ文化研究(コーチ教育コース必修科目)などの専門科目でもテーマとして取り扱われている。
- ・専門基礎科目である「体育原論」の授業では、知識・技能・社会的行動の観点から体育は何を、いかに教える教科なのかを講義され、スポーツ指導における体罰や暴力の問題も、主要トピックスとして取り扱われている。体育原論の授業は1年生必修で、3クラスに分けて、半期15時間の授業として行われている。
- ・「スポーツ基本法」や「学校教育法」などのスポーツに関連する法律や、生徒・選手の人権を尊重することの大切さについては、「スポーツ科学概論」「スポーツ教育論」「体育原論」などの科目の中で、必要な範囲で取り上げている。しかし、「子どもの権利条約」などは講義される機会はなく、「スポーツ法学」を独立した科目として設定できていないことの課題がある。
- ・本学学生の運動部所属率は70%に達している。運動部の閉鎖的な縦の関係が上級生・下級生間の暴力等の温床になっていることはよく指摘されることである。本学では残念ながら運動部を対象にしたスポーツ倫理教育の取組みは、指導教員個人の努力に依存するのみで、わずかに学友会会合での諸注意にとどまっていることが大きな課題である。

- ・スポーツ指導における体罰・暴力に対する学生の意識は、「[「スポーツ科学概論」受講生を対象とした巻末資料の調査結果に見るように、程度の差こそあれ体罰を容認する学生の比率は40%であるが、容認レベル4（体罰に寛容）の学生は18%にとどまり、容認レベル3（条件つき寛容）が15%、容認レベル2・1（体罰は反対だがその基準があいまい）が7%を占めている。](#)」しかし、成功体験に裏付けられた学生達の体罰肯定の心理は根深いものがある。「スポーツ教育論」では調査自体は行っていないが、指導教員の話によれば、体罰を容認する学生の比率はおおむね同様の傾向を示している。しかし、スポーツ指導における体罰を容認する学生の比率は、専門科目担当の教員の意見では、専門教育に入って、保健体育教員免許取得に関連する科目や演習等の授業を受講することで大きく低下していく傾向にある。このような視点での本学の授業への取組は、NHK ニュース7（平成25年5月25日放映）で、「スポーツ科学をベースにしたスポーツ指導法を学ぶ」として紹介された。

3) プレーヤーとの良好な信頼関係の醸成、明解な指導力の体得に関する科目授業例

カリキュラム内容（心理学、コーチング等）

<心理学の授業例1>

●「スポーツ心理学」の授業内容について

学部共通・専門基礎科目 半期 0.5コマ 対象 体育学部2年生

1. 授業の概要

スポーツ心理学は、スポーツ活動で生じる現象を対象（フィールド）と、心理学的方法により研究する応用科学の1分野として誕生した。すなわち実験心理学、社会心理学、臨床心理学の知見をスポーツ現象に応用しようとするものであった。しかし、最近では、従来の研究方法だけでなく、スポーツ心理学独自の見方・考え方を目指す動きが活発である。本講義では、スポーツ指導現場で直面する問題と関連させながら、実践に役立つ「知」を最新の研究動向を交えて講義する。

2. 到達目標

到達目標は以下の2点である。

- 1) 体育・スポーツ心理学の代表的な理論やトピックスについて理解を深める。
- 2) これらの知見を、スポーツ指導の現場や教育活動においてどのように実践的に取り入れていくかについて理解する。

3. 授業の進め方

講義及び実習によって進めていく。授業毎に小レポートの提出を求める場合がある。

4. 授業計画

- 1) スポーツ心理学とはどんな学問か？（研究対象と方法、および「心」の定義）
- 2) 例えば跳び箱が「できる」とはどういう心理プロセスか？（知覚—運動学習概観）
- 3) 生徒・選手のやる気を引き出すコーチングとは？（動機付けのメカニズム）
- 4) 教師・コーチに求められるリーダーシップとは？（PM理論とチームビルディング）
- 5) 体育・スポーツは人格形成にどのような影響を及ぼすか？（パーソナリティの発達）
- 6) 試合で実力を発揮するための心理的条件とは？（「精神力」のスポーツ心理学的考察）
- 7) アスリートの心の成長を支えるための援助とは？（スポーツカウンセリングの理論と実際）
- 8) 人はなぜスポーツをするのか？（身体運動の心理的特性、動因のメカニズム）

- 9) ライフスパンを通じた指導
- 10) 幼少年期におけるスポーツ指導の留意点（タレント発掘と早期専門化）
- 11) 青年期におけるスポーツ指導の留意点（スポーツと自我同一形成、バーンアウト）
- 12) 中、壮・老年期におけるスポーツ指導の留意点（QOLー健康スポーツ心理学の視点）
- 13) 障害のある人におけるスポーツ指導の留意点（アダプテッド・スポーツの視点）
- 14) まとめ
- 15) まとめ

5. 時間外学習

各自のスポーツ活動やスポーツ指導において、実践的にスポーツメンタルトレーニング技法を取り入れ、レポートに反省させていくことを求める。また以下の学会HPについては常に最新の情報に触れておくことが望ましい。

日本スポーツ心理学会 <http://www.jssp.jp/>

6. 成績の評価基準

レポート試験（50%）と平常点・講義中の小レポート（50%）により評価する。なお定期試験では予め講義中に提示する学習目標（例題）を中心に出題する予定である。

<心理学の授業例2>

●「スポーツメンタルトレーニング指導論」の授業内容について

スポーツ教育学（スポーツ教育学科応用科目）半期 0.5コマ 対象 スポーツ教育学科2年生

1. 授業の概要

近年、競技場面での実力発揮をねらいとした心理的スキルトレーニング（メンタルトレーニング）に対する関心が高まっている。本講義では、日本スポーツ心理学会「スポーツメンタルトレーニング指導士」資格に定められたメンタルトレーニングの理論的背景と、実践内容の具体例を示し、この分野に対する理解を深める。さらに、リラクセーション、イメージトレーニング、試合前の心理的準備といったメンタルトレーニングにおいて比較的中核をなす技法については、体験的な理解を深める目的から、講義時に実習を予定している。

2. 到達目標

スポーツメンタルトレーニングを部活動指導や教育活動でどのように実践的に取り入れていくかについて理解を深め、独自のスポーツメンタルトレーニングプログラムを創出する力を養うことを目標とする。

3. 授業計画

講義及び実習によって進めていく。授業毎に小レポートの提出を求める場合がある。

スポーツメンタルトレーニングの技法を実践するための、各自のスポーツ活動（運動部活動や指導など）のフィールドが想定されることが望ましい。

- 1) メンタルトレーニングとは何か（技法、構成要素、理論的背景）
- 2) メンタルトレーニング・プログラムの概観（アセスメントから振り返りまで）
- 3) アセスメントの理論と実際（DIPCA等に見られる「精神力」の批判的検討）
- 4) 目標設定の理論と実際
- 5) リラクセーション技法の理論と実際（一部バイオフィード機器を使用）
- 6) イメージトレーニング技法の理論と実際①（イメージの振り返り尺度を使用）
- 7) イメージトレーニング技法の理論と実際②（イメージストーリーの作成）
- 8) イメージトレーニング技法の理論と実際③（ピークパフォーマンス分析）
- 9) メンタルリハーサル（試合前の心理的準備）①積極的思考
- 10) メンタルリハーサル（試合前の心理的準備）②メンタルペースメーカーの作成

- 1 1) メンタルトレーニングの振り返り、目標達成度の評価方法
- 1 2) メンタルトレーニング実際例の紹介①
- 1 3) メンタルトレーニング実際例の紹介②
- 1 4) 日本スポーツ心理学会「スポーツメンタルトレーニング指導士」資格の紹介
- 1 5) まとめと今後の課題

4. 時間外学習

各自のスポーツ活動やスポーツ指導において、実践的にスポーツメンタルトレーニング技法を取り入れ、レポートに反省させていくことを求める。また以下の学会HP については常に最新の情報に触れておくことが望ましい。

日本スポーツ心理学会 <http://www.jssp.jp/>

5. 成績の評価基準

レポート試験（50%）と平常点・講義中の小レポート（50%）により評価する。なおレポート試験では選手の心理的課題を想定し、独自のメンタルトレーニング・プログラムを作成する論述問題を出題する。講義中の小レポートはメンタルトレーニング日誌や作業シート等を予定している。採点基準、到達目標は授業時に解説する。

<コーチング学授業例1>

●「動作分析法」の授業概要

スポーツ教育学（コーチ教育コース応用科目）半期 0.5コマ 対象 コーチ教育コース3年生

1. 授業の概要

特定にスポーツ種目に習熟している人なら、良い動きと悪い動きの違いは一目でわかる。しかし、「どのくらい速さに差がありますか？」とか「角度は何度違いますか？」ということはわからない。身体の動きを客観的に説明する事が、バイオメカニクス研究の第一歩であり、コーチング研究の第一歩でもあろう。本講義では、学生諸君が考えた研究テーマにそって、身体運動をビデオで撮影し、その映像をもとに、フォームの観察、距離、時間、速度、角度、角速度などを測定し、身体の動きを客観的に分析する方法を学習する。また、データの提示方法、グラフや表の作り方、レポートの作成方法も説明し、実際にそれを行う。

2. 到達目標

ビデオ映像から動作を分析する原理を理解し、分析結果を考察する能力を身に付ける。

3. 授業計画

クラスをいくつかグルーピングして、講義と実習を混ぜながら授業を進めていく。

- 1) 動作分析法の概要説明とグルーピング
- 2) ビデオカメラの操作方法・キャリブレーションの説明
- 3) 動作分析の練習（キャリブレーション係数、実坐標、距離、速度、加速度、角度、角速度）
- 4) グループ毎に実験計画の作成（目的、方法、運動種目、カメラ配置、分析項目など）
- 5) 実験（グループ毎にビデオカメラで撮影を行う）
- 6) ビデオ映像をパソコンで印刷する
- 7) 動作の分析（フォームを鉛筆でトレースし、全員のフォーム一覧を作成する）
- 8) データ分析（キャリブレーション係数の決定、距離の測定）
- 9) データ分析（時間と速度の測定）
- 10) データ分析（角度と角速度の測定）
- 11) データ整理（棒グラフの作成）
- 12) データ分析（散布グラフの作成）

- 13) 統計処理（平均値の差の検定）
- 14) 統計処理（相関係数の検定）
- 15) 分析結果のまとめ・レポート作成方法の説明

4. 成績の評価基準

平常点 50%、レポートの内容 50%。授業中に終了しなかった分析、レポート作成は授業時間外に行う。

<コーチング学授業例2>

●「陸上競技Ⅰ」の授業概要

学部共通 専門基礎科目・実技 通年 対象 体育学部1年生

1. 授業の概要

陸上競技を構成する走・跳・投種目について、それぞれの生理学的・バイオメカニクスの特性などの基礎的知識に関する理解を深め、実践を通して技術を高める。また、各種目の練習方法および指導法について理解する。

2. 到達目標

- ①特性を理解すること、②技術を理解すること、③目標記録に到達すること

3. 授業の進め方

各種目について、①種目特性の解説、練習方法・指導法の紹介、②実践（練習法の実践）、③記録測定（協議会運営法、審判法の確認）の順で授業を進める。

4. 授業計画

- 1) ガイダンス（授業の進め方等についての確認）
- 2) 100m 走：短距離走の特性理解、疾走の理解・習得、指導法の確認
- 3) 100m 走：スタート技術の理解と習得、指導法の確認
- 4) 100m 走：疾走技術の理解と習得、指導法の確認
- 5) 100m 走：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 6) 100m ハードル走：ハードル走の特性理解、疾走の理解・習得、指導法の確認
- 7) 100m ハードル走：ハードル走技術の理解と習得、指導法の確認
- 8) 100m ハードル走：ハードル走技術の理解と習得、指導法の確認
- 9) 100m ハードル走：記録会（競技会運営法、審判法の確認）
- 10) 砲丸投：砲丸投の特性理解、砲丸投技術の理解・習得、指導法の確認
- 11) 砲丸投：砲丸投技術の理解・習得、指導法の確認
- 12) 砲丸投：砲丸投技術の理解・習得、指導法の確認
- 13) 砲丸投：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 14) リレー：リレーの特性理解、バトンパスの技術の理解・習得、指導法の確認
- 15) リレー：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 16) 走幅跳：走幅跳の特性理解、助走技術の理解・習得、指導法の確認
- 17) 走幅跳：跳躍技術の理解・習得、指導法の確認
- 18) 走幅跳：跳躍技術の理解・習得、指導法の確認
- 19) 走幅跳：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 20) 走高飛：走高跳の特性理解、助走技術の理解・習得、指導法の確認
- 21) 走高飛：跳躍技術の理解・習得、指導法の確認
- 22) 走高飛：跳躍技術の理解・習得、指導法の確認
- 23) 走高飛：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）

- 24) やり投：やり投の特性理解、投てき技術の理解・習得、指導法の確認
- 25) やり投：投てき、助走技術の理解・習得、指導法の確認
- 26) やり投：投てき、助走技術の理解・習得、指導法の確認
- 27) やり投：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 28) 1500m、800m 走：記録会一競技会運営法、審判法
- 29) 1500m、800m 走：記録計測（競技会運営法、審判法の確認）
- 30) ルール、技術、指導法および1年間のまとめ

5. 成績の評価方法

平常点50%、授業内容把握点（到達技術度、理解度、記録など）50%

<コーチング学授業例3>

●「スポーツ教育学演習Ⅰ」の授業概要

スポーツ教育学（コーチ教育コース選択科目） 通年 対象 コーチ教育コース3年生

1. 授業の概要

球技（とくにサッカーを中心）におけるコーチング法の基礎的要素（スポーツとは、コーチとは、サッカーとは）の理解と実践（特にジュニア選手のコーチング）における対応能力の向上を図る。

2. 到達目標

術語として統一されている「サッカー用語」の語句とその意味内容の理解、育成年代の指導法に関する基礎的知識と基礎的な実践法を習得する。

3. 授業計画

教材を読誦しあい、文章作成を基本とした授業形式を行う。さらに、数回の発表や指導実践なども実施する。

- 1) ガイダンス
- 2) コーチングの基礎的要素・サッカー用語
- 3) 育成年代の指導法1（発育・発達）
- 4) 育成年代の指導法1（一貫指導）
- 5) サッカーに関する図書・文献検索
- 6) ディスカッション（指導スタイル、コミュニケーション能力、モチベーション）
- 7) トレーニングの構造
- 8) トレーニングの方法1（M-T-M Method）
- 9) トレーニングの方法2（ドリル・シャドー・ポゼッション・コンディション）
- 10) トレーニングプログラム・指導案の作成
- 11) 指導実践（ビデオ撮影）
- 12) 指導実践（ビデオ撮影）
- 13) ビデオによる総括
- 14) ビデオによる総括
- 15) まとめ
- 16) 戦術理論1（個人・グループ戦術）
- 17) 戦術理論2（チーム戦術）
- 18) 戦術理論3（ジュニア年代の指導法・トレーニング法）
- 19) 発表1（指導法、トレーニング方法の立案に関する発表）
- 20) 発表2（指導法、トレーニング方法の立案に関する発表）
- 21) ディベート（課題を判定し判定まで実施）

- 22) ビデオ編集技能の習得1
- 23) ビデオ編集技能の習得2
- 24) ビデオ編集技能の習得3
- 25) 発表3 (編集ビデオを利用したサッカー指導についての発表)
- 26) 発表4 (編集ビデオを利用したサッカー指導についての発表)
- 27) 論文指導1 (文献検索・文献読誦)
- 28) 論文指導2 (文献検索・文献読誦)
- 29) 論文指導3 (文献検索・文献読誦)
- 30) まとめ

4. 成績の評価基準

出席重視 課題提出と受講態度

【「プレイヤーとの良好な信頼関係の醸成、明解な指導力の体得」に関わる授業の学生の受講状況、学生の意識】

- 専門基礎科目は学部必修の課目であり、授業は約500人の学生を3～4のクラスに分けて、講義中心で行われている。「スポーツ心理学」の授業は、2人の専任教授によっておおむね同一の授業内容で行われている。授業計画に見るように、専門基礎科目では、それぞれのスポーツ科学分野の専門知識・理論が、体育・スポーツ指導の現場に生じる事象といかに関わり、いかに指導に活用できるかを念頭に指導案が作成されており、学生たちの関心を刺激する工夫がなされている。配当時間はそれぞれ半期、15コマである。
- 「スポーツメンタルトレーニング指導論」は、スポーツ教育学科の必修科目として、2名の教授によって同一の指導案に基づいて、半期15時間の授業として行われている。最新のメンタルトレーニングの理論を受講生各自の練習・実践への活用を念頭において、実習を交えて講義されており、受講生の関心も高い。
- スポーツメンタルトレーニングは、実際に担当教員と本学の特定運動部の連携によって練習・試合に活用され、インカレ優勝の大きな力となるなど、成功例を蓄積して、本学では“精神力を鍛えるのに体罰は必要ない”との生きた教材となっている。
- コーチング学の授業は、専門基礎科目としては必修実技（陸上競技Ⅰ、器械運動Ⅰ、水泳Ⅰ、レクリエーションⅠ、バスケットボールⅠ、バレーボールⅠ、サッカーⅠ、テニスⅠ、ダンスⅠ、柔道ⅠA、剣道ⅠA）の中で、実技指導の一環として行われているが、コーチング学としての講義はない。しかし、「スポーツ心理学」や「バイオメカニクス」、「スポーツ医学」、「体力トレーニング論・同実習」などの専門基礎科目の授業は、すべてコーチング現場への活用を前提として行われている。実技は通年、30コマで行われている。
- コーチング学専門の授業は、スポーツ教育学科コーチ教育コースの発展科目、応用科目の中で、演習及び講義・実技として行われている。実技では、「トレーナー実習」「ハンドボールⅠ」「ラグビーⅠ」「ソフトボール」、講義では、「コーチング論」「スポーツ科学とコーチング」「スポーツ技術・戦術論」「コーチングの心理学」「トレーニング計画」などの科目で行われている。実技・講義とも半期、15コマ、演習は通年30コマ、2年間で行われている。
- 「コーチング論」の授業は、現状では教員の関心に応じて授業がなされており、各授業が統一された視点でシラバスが構築され、同一内容で授業がなされているとは言い難いところが、今後の課題として残る。

3. スポーツ指導の現場に、大学における最新の知見を届ける取組（出前講座）の充実について

本学では、これまで高等学校を中心とした学校現場や地域のスポーツ指導者の研修会等に積極的に教員を講師として派遣してきた。また、「国際・地域交流委員会」に加えて、付置センターとして「生涯スポーツ実践研究センター」を設置して、地域支援・交流事業に活発に取り組んでいる。2012年度に大学として受託した主だった出前講座は以下の通りである。

(1) 高等学校体育授業の支援活動

1) 出前講座（複数の教員を派遣し、授業や実験などを実施）

私立浪商高等学校 6回、府立大塚高等学校6回、府立渋谷高等学校 2回、その他 18校

2) 授業サポート（TAの派遣、シラバス・授業内容についての助言など）

私立浪商高等学校、府立大塚高等学校

3) 教育委員会との協定に基づく支援活動（小学校、中学校が中心）

大阪府教育委員会、高槻市教育委員会、茨木市教育委員会、泉大津市教育委員会、熊取町教育委員会

4) スクールサポーター活動

近隣の小学校・中学校・特別支援学校に78名（2012年現在）の学生が、通年にわたって体育授業やクラス活動、運動部指導などの支援活動を行っている。

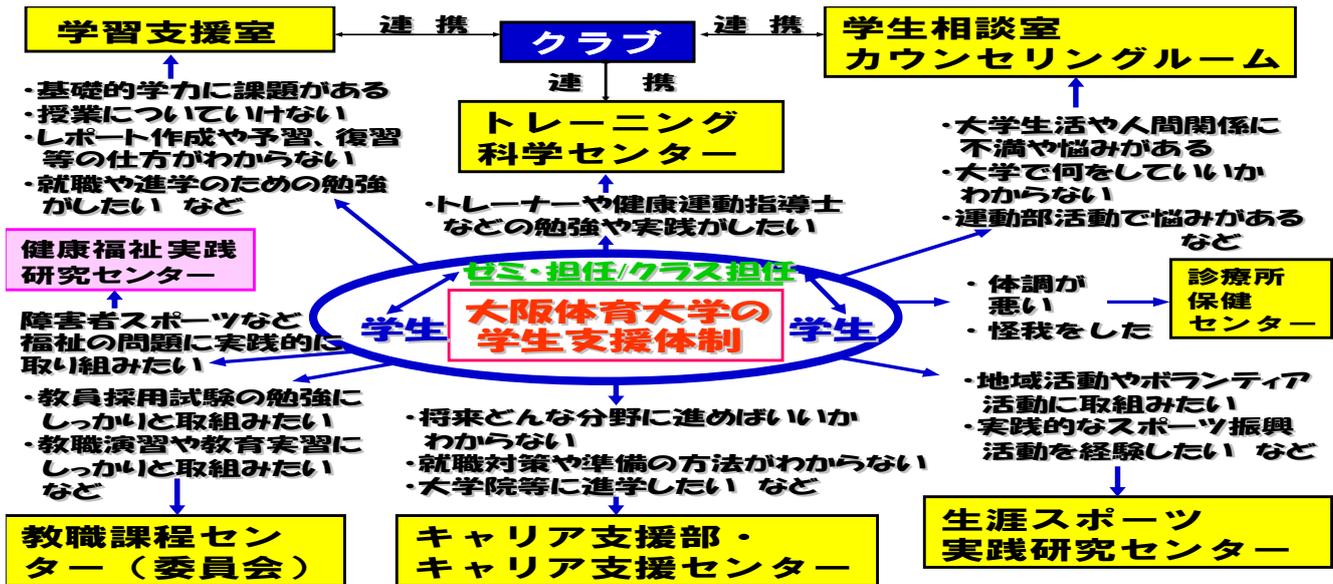
(2) 地域スポーツ指導者養成の支援活動

- 大阪体育協会上級指導員養成講習会の運営協力、講師派遣
- OSPAスポーツ大学：大阪市スポーツ・みどり振興協会と連携し、スポーツ指導者養成長期講座を運営
- 高槻市生涯スポーツリーダー育成講座の企画協力、講師派遣
- 堺市教育スポーツ振興事業団との共同事業によるジュニア育成プログラム支援
- 大阪府高齢者スポーツ大学「運動・スポーツ・健康学科」の運営協力、講師派遣（通年）
- 四国アイランドリーグのプロ野球球団と連携し、教員・学生が高知で少年スポーツの教室を開催
- 各運動部が子ども対象のスポーツ教室を開催
- 法人・大学が「トップスポーツクラブ」を運営。ジュニア体操選手の育成に取り組んでいる。
- 体育学部の2学科6コースとも1にインターシップを必修あるいは選択必修で実施しており、多くの学生がスポーツ関連企業、団体、体協等で、実習としてスポーツ指導に取り組んでいる。
- 教育協定を締結した教育委員会と今後、学校体育以外に、地域のスポーツ団体や指導者の研修会等を自治体と連携して実施する取組を積極的に進めたい。

その他、教員個人への所属するスポーツ団体や協会、自治体や国の機関による研修会、講習会、研究会への講師依頼、委員会、審議会などへの委員依頼、共同研究等の依頼が多数ある。

4. 学生サポートの体制からみた「体罰・暴力によらないスポーツ指導力」の育成

大阪体育大学は、次ページに図示したように、生活上の様々な問題を抱えた学生をサポートする体制の充実に努めている。もし、学生が運動部活動の中で体罰や暴力を受けて悩んでいる場合は、直接的には「クラス担任・ゼミ担任」（学生委員会）、「学生相談室あるいはカウンセリングルーム」（学生委員会、学生相談室・カウンセリングルーム運営審議会）に相談に行くことができるが、その他の機関、例えば「学習支援室」の活動を通じて支援員に相談することもできる。相談を受けた担当者は必要であれば大学の当該委員会に報告し、問題の解決にあたる。また、体罰・暴力を含むハラスメント行為を防止するためにパンフレット「ハラスメント防止のために」を作成し、学生に配布。その中で相談員氏名を公表して、学生が相談しやすい体制を整備している。



資料

学生意識調査結果について

調査対象：「スポーツ科学概論」（体育学部 1 年生必修）受講生 159 名。
 調査日時：2013 年 1 月 30 日 調査方法：授業内レポート

問：「学校運動部における体罰の是非についてのあなたの考えについてまとめなさい」

高校までの体罰経験者 24 名（15.1%） 体罰を容認する主旨の回答した者 64 名（40.3%）

体罰に関する考え方 （大学1年生64名）

		(N)	(%)	
体罰経験者記載	有	24	37.5	
体罰容認レベル	4	高	29	45.3
	3	↑	24	37.5
	2	↓	6	9.4
	1	低	5	7.8

*%は体罰を容認する主旨の回答をした者を分母として算出

容認レベル4群（主な容認理由）

- ※体罰は少しぐらいなら許されてもいい。自分の気持ちを生徒に伝える一つの方法。
- ※暴力ではなく、体罰は必要。体罰という方法で、自分の行ったことの良し悪しに気づくことができるから。
- ※ある程度の体罰はしかたない。口だけで伝わらないこともある。
- ※限度を超えなければ必要。体罰と受け取るかどうかは信頼関係の問題。
- ※愛のある体罰は必要。少しのことで根をあげてはだめ。

容認レベル3群（主な容認理由）

- ※その後のフォローをしっかりとするのなら、体罰はそこまで問題はない。
- ※体罰はある程度ならよし。教育上、説得してもききめがない場合体罰は必要。
- ※感情的な暴力ではなく、ある程度の体罰は認める。
- ※時と場合によっては必要。荒れている生徒がいるときは、必要では。
- ※一概に体罰が悪いとは思わない。競技レベルを上げるための原動力にもなっている。

容認レベル2・1群（主な容認理由）

- ※あってはならないが、昔からあったものでもある。問題が起きないように指導上の決まりができたらいい。
- ※体罰はダメだが、その基準があいまい。
- ※体罰は良くない。しかし運動部の中ではしかたない。
- ※体罰反対。しかし信頼関係がある場合は、体罰をされても生徒の受け取り方は違う。
- ※暴力では選手は成長しない。しかし、軽くけられたことで体罰になるのはおかしい。
- ※体罰はあってはならない。しかし軽くたたくなどの行動は、一つの愛情として受け止めることもできる。

No	体罰経験	体罰容認度	体罰容認理由
1	○	4	これは体罰ではなく、愛のムチ。
2	○	4	体罰は少しぐらいなら許されてもいい。自分の気持ちを生徒に伝える一つの方法。
3	○	3	多少の体罰はあってもいいが、誉めることも必要。
4		1	体罰反対。しかし信頼関係がある場合は、体罰をされても生徒の受け取り方は違う。
5		2	少々の体罰は仕方ない。厳しさを知らない子どもは、大人になっても甘い考えをもってしまうから。
6		4	体罰は必要、上のレベルを目指しているのなら当たり前。体罰＝愛情の裏返し。
7	○	4	体罰は運動部にはつきもの。
8	○	3	その後のフォローをしっかりとするのなら、体罰はそこまで問題はない。
9		3	度をこさなければ身をもって教えることは、教育上必要。
10	○	3	チームを勝たすために、暴力ではなく体罰が必要なときがある。体罰なく試合に勝てるのが理想だが、そんな甘い世界ではない。
11		3	体罰はある程度ならよし。教育上、説得してもききめがない場合、体罰は必要。
12		3	限度を超えなければ体罰はよし。痛みを知り弱き者に手を差し出せる人間を形成するため
13		4	暴力ではなく、体罰は必要。体罰という方法で、自分の行ったことの良し悪しに気づくことができるから。
14	○	4	体罰は、私のためにしてくれたと思えばよい。
15	○	4	強豪校、伝統校では体罰は当たり前。私も体罰を経験したが、自分が成長をするための手段であって体罰という認識はなかった。
16		3	感情的な暴力ではなく、ある程度の体罰は認める。
17		4	正座をして反省をさせられるといった体罰ならあっていい。今の子どもたちには厳しい指導が必要。
18	○	4	体罰はあって当然。愛のムチ。
19	○	2	あってはならないが、昔からあったものでもある。問題が起きないように指導上の決まりができればいい。
20		3	完全に否定できない。愛のあるビンタならよし。
21	○	3	体罰はあっていい。指導者は目的があって体罰をしているから、トレーニングで追い詰める体罰はいくらしてもかまわない。
22		4	きちんと筋の通った体罰ならよし。
23		4	理由もなく、体罰を与え続けることはダメが、少しの体罰は教育上必要。
24		4	体罰はあっていい。気持ちを鍛えるために。
25		4	ある程度の体罰はしかたない。口だけで伝わらないこともある。
26		4	体罰はあり。その代わり、一生その生徒の面倒をみていくこと。
27		3	時と場合によっては必要。荒れている生徒がいるときは、必要では。
28	○	4	度をこさなければよい。成長させるため、期待しているため。
29		3	話し合いをした上で、愛のある体罰ならあっていい。
30		4	体罰は問題ない。言ってもわからないなら。
31		4	桜ノ宮のことは、体罰ではない。
32		3	行き過ぎなければ必要。言ってもわからなければ身体で教える。
33		3	競技スポーツを行っている運動部には必要。趣味程度なら不必要。
34	○	1	体罰はいけない。けれど全国大会で上位を目指すためには、少々の体罰は必要。
35	○	2	賛成ではないが、体罰はしょうがない。人生のいい経験。
36	○	3	ビンタくらいなら我慢すべき。あとになればいい経験になる。
37	○	3	後のフォローがあるのなら、体罰は必要。
38		4	ある程度はしょうがない。現代はおおげさ。
39		3	愛のある体罰はゆるされるべき。
40		4	限度を超えなければ必要。体罰と受け取るかどうかは信頼関係の問題。
41		2	やみくもに行う体罰には反対。
42		1	暴力では選手は成長しない。しかし、軽くけられたことで体罰になるのはおかしい。
43		4	スポーツ界はそんなに甘くない。体罰は必要。
44		3	意味のある体罰は必要。教育の一環として。
45		3	理由があれば体罰はよし。言葉でわからない人間には体罰があってもいい。
46	○	3	多少の体罰はかまわない。負けない心をもつことが必要。
47	○	3	多少の体罰は必要。言ってもわからない人には必要。
48		4	愛のある体罰は必要。少しのことで根をあげてはだめ。
49		2	体罰はダメだが、その基準があいまい。
50		4	体罰はある程度必要。
51		4	信頼関係が成り立っていれば体罰は必要。
52	○	3	多少の体罰は必要。程度によって良し悪しをきめるべき。
53		3	信頼関係があつての体罰は行うべき。
54	○	4	暴力ではない体罰は賛成。
55		4	体罰は、指導の一つ。
56	○	4	体罰は許される。厳しい指導があるのは当然。
57		1	体罰はあってはならない。しかし軽くたたかれたなどの行動は、一つの愛情として受け止めることもできる。
58		1	体罰が良いとは思わない。けれど体罰はなくなるなら。信頼関係があれば体罰とは考えないから。
59		2	体罰は良くない。しかし運動部の中ではしかたない。
60	○	3	ある程度の体罰はしかたない。教育の一つの方法。
61		3	一概に体罰が悪いとは思わない。競技レベルをあげるための原動力にもなっている。
62	○	4	指導者が自分の思いを伝える一つの方法。
63		4	愛情がある厳しい指導は体罰ではない。
64	○	4	体罰反対とはいききれない。体罰が自分を直すきっかけになるから。